

# 令和6年第1回七戸町議会臨時会 会 議 録

令和6年4月1日七戸町告示第37号で、令和6年第1回七戸町議会臨時会を5月2日  
上北郡七戸町議会議事堂に招集する。

令和6年4月9日 午前 9時59分 開会

令和6年4月9日 午前11時13分 閉会

## ○応招議員（16名）

議 長	16番	附 田 俊 仁 君	副議長	15番	岡 村 茂 雄 君
	1番	藤 井 夏 子 君		2番	中 野 正 章 君
	3番	山 本 泰 二 君		4番	向中野 幸 八 君
	5番	二ツ森 英 樹 君		6番	小 坂 義 貞 君
	7番	澤 田 公 勇 君		8番	工 藤 章 君
	9番	呷 清 悦 君		10番	佐々木 寿 夫 君
	11番	瀬 川 左 一 君		12番	田 嶋 輝 雄 君
	13番	三 上 正 二 君		14番	田 島 政 義 君

## ○不応招議員（0名）

## ○町長提出案件

報告第 4号 専決処分事項の報告について  
(七戸町税条例の一部を改正する条例について)

報告第 5号 専決処分事項の報告について  
(令和5年度七戸町一般会計補正予算(第14号))

報告第 6号 専決処分事項の報告について  
(令和5年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第5号))

報告第 7号 専決処分事項の報告について  
(令和5年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号))

報告第 8号 専決処分事項の報告について  
(令和5年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第5号))

報告第 9号 専決処分事項の報告について  
(令和5年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号))

報告第10号 専決処分事項の報告について  
(令和5年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算(第2号))

- 報告第 1 1 号 専決処分事項の報告について  
(令和 5 年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 5 号))
- 報告第 1 2 号 専決処分事項の報告について  
(令和 5 年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 5 号))
- 報告第 1 3 号 専決処分事項の報告について  
(令和 5 年度七戸町水道事業会計補正予算 (第 6 号))
- 報告第 1 4 号 専決処分事項の報告について  
(七戸町税条例の一部を改正する条例について)
- 報告第 1 5 号 専決処分事項の報告について  
(七戸町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を  
改正する条例について)
- 報告第 1 6 号 専決処分事項の報告について  
(七戸町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例  
の一部を改正する条例について)
- 報告第 1 7 号 専決処分事項の報告について  
(七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)
- 議案第 4 0 号 工事請負契約の締結について  
(旧天間館中学校校舎ほか解体工事)
- 議案第 4 1 号 工事請負契約の締結について  
(旧榎林中学校校舎ほか解体工事)
- 議案第 4 2 号 工事請負契約の締結について  
(旧七戸体育館ほか解体工事)
- 議案第 3 9 号 令和 6 年度七戸町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 4 3 号 七戸町副町長の選任につき同意を求めることについて
- 議案第 4 4 号 七戸町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 

## ○その他

- 会議録署名議員の指名について
- 会期の決定について
- 諸般の報告について

# 令和6年第1回七戸町議会臨時会 会議録（第1号）

令和6年4月9日（火） 午前09時59分 開議

## ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議席の指定について
- 日程第 4 提出議案一括上程  
「報告第4号専決処分事項の報告について（七戸町税条例の一部を改正する条例について）」から「議案第44号七戸町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」までの、6議案、14報告を一括上程  
(町長提出議案総括説明)
- 日程第 5 報告第 4号 専決処分事項の報告について  
(七戸町税条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 6 報告第 5号 専決処分事項の報告について  
(令和5年度七戸町一般会計補正予算(第14号))
- 日程第 7 報告第 6号 専決処分事項の報告について  
(令和5年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第5号))
- 日程第 8 報告第 7号 専決処分事項の報告について  
(令和5年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号))
- 日程第 9 報告第 8号 専決処分事項の報告について  
(令和5年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第5号))
- 日程第10 報告第 9号 専決処分事項の報告について  
(令和5年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号))
- 日程第11 報告第10号 専決処分事項の報告について  
(令和5年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算(第2号))
- 日程第12 報告第11号 専決処分事項の報告について  
(令和5年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号))
- 日程第13 報告第12号 専決処分事項の報告について  
(令和5年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第5号))
- 日程第14 報告第13号 専決処分事項の報告について  
(令和5年度七戸町水道事業会計補正予算(第6号))
- 日程第15 報告第14号 専決処分事項の報告について

(七戸町税条例の一部を改正する条例について)

日程第16 報告第15号 専決処分事項の報告について

(七戸町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について)

日程第17 報告第16号 専決処分事項の報告について

(七戸町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について)

日程第18 報告第17号 専決処分事項の報告について

(七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)

日程第19 議案第40号 工事請負契約の締結について

(旧天間館中学校校舎ほか解体工事)

日程第20 議案第41号 工事請負契約の締結について

(旧榎林中学校校舎ほか解体工事)

日程第21 議案第42号 工事請負契約の締結について

(旧七戸体育館ほか解体工事)

日程第22 議案第39号 令和6年度七戸町一般会計補正予算(第1号)

日程第23 議案第43号 七戸町副町長の選任につき同意を求めることについて

日程第24 議案第44号 七戸町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

---

### ○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### ○出席議員(16名)

議長	16番	附田俊仁君	副議長	15番	岡村茂雄君
	1番	藤井夏子君		2番	中野正章君
	3番	山本泰二君		4番	向中野幸八君
	5番	二ツ森英樹君		6番	小坂義貞君
	7番	澤田公勇君		8番	工藤章君
	9番	疍清悦君		10番	佐々木寿夫君
	11番	瀬川左一君		12番	田嶋輝雄君
	13番	三上正二君		14番	田島政義君

---

### ○欠席議員(0名)

---

### ○説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	小 又 勉 君	総 務 課 長	鳥谷部 慎一郎 君
支 所 長 (兼庶務課長)	金 見 勝 弘 君	企 画 調 整 課 長	田 中 健 一 君
財 政 課 長	附 田 敬 吾 君	税 務 課 長	高 田 美由紀 君
町 民 課 長	高 田 博 範 君	保 健 福 祉 課 長	西 野 勝 夫 君
介 護 高 齡 課 長	三 上 義 也 君	こ ども み ら い 課 長	澤 山 晶 男 君
会 計 管 理 者 (兼会計課長)	中 村 陽 一 君	農 林 課 長	原 子 保 幸 君
建 設 課 長	鳥谷部 勉 君	商 工 観 光 課 長	佐々木 和 博 君
教 育 長	附 田 道 大 君	上 下 水 道 課 長 補 佐	向 中 野 洋 人 君
生 涯 学 習 課 長	井 上 健 君	学 務 課 長	附 田 良 亮 君
(兼中央公民館長・南公民館長・中央図書館長)			
国民スポーツ大会推進課長	山 田 真 太 郎 君	世 界 遺 産 対 策 室 長	鳥谷部 伸 一 君
農 業 委 員 会 会 長	天 間 俊 一 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	田 村 教 男 君
代 表 監 査 委 員	吉 川 正 純 君	監 査 委 員 事 務 局 長	相 馬 和 徳 君
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	新 館 文 夫 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	鳥谷部 慎一郎 君

---

○職務のため会議に出席した事務局職員

事 務 局 長 相 馬 和 徳 君 事 務 局 次 長 中 村 大 樹 君

---

○会議録署名議員

3 番 山 本 泰 二 君 4 番 向 中 野 幸 八 君

---

○会議を傍聴した者（7名）

---

○会議の経過

○新任課長紹介

○議長（附田俊仁君） 皆さん、おはようございます。  
初めに、4月1日に新任された課長を紹介いたします。  
会計課長。

○会計課長（中村陽一君） おはようございます。  
会計課長、会計管理者の中村と申します。  
どうぞよろしく願いいたします。

○議長（附田俊仁君） 次に、国民スポーツ大会推進室長。

○国民スポーツ大会推進室長（山田真太郎君） おはようございます。  
4月1日付で国民スポーツ大会推進室長を拝命いたしました山田です。  
よろしく願いいたします。

---

○開会宣告

○議長（附田俊仁君） ただいまから令和6年第1回七戸町議会臨時会を開会いたします。  
ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

---

○開議宣告

○議長（附田俊仁君） これより、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程及び本臨時会における説明員は、お手元に配付したとおりでございます。

---

○日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（附田俊仁君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。  
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番山本泰二君と4番向中野幸八君を指名いたします。

---

○日程第2 会期の決定について

○議長（附田俊仁君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。  
お諮りします。  
本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。  
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、本臨時会の会期は、本日 1 日と決定いたしました。

---

### ○日程第 3 諸般の報告

○議長（附田俊仁君） 日程第 3 諸般の報告についてを行います。

議長の諸般の報告については、お手元に配付しておりますので御了承願います。

---

### ○日程第 4 提出議案一括上程

○議長（附田俊仁君） 日程第 4 提出議案の一括上程について、報告第 4 号専決処分事項の報告について（七戸町税条例の一部を改正する条例について）から議案第 4 4 号七戸町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについてまでの 6 議案、1 4 報告を一括上程いたします。

町長から提出議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小又 勉君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和 6 年第 1 回七戸町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

それでは、議案の概要説明の前に諸般の報告をさせていただきます。

まず初めに、大変凶悪な事件、町内で発生いたしました。殺人と死体遺棄と、とんでもない事件ということでありました。かねてから、うわさというものは少しあっておりましたけれども、いよいよ表面化したということで、青森県七戸町も全国版のニュースにも報道されていまして、非常に残念なことであります。一日も早い収束を願いたいと思いません。

それから、3月27日からスタートしました書かない窓口サービスは、紙の申請書に氏名や住所などを記入して提出することなく、デジタルで入力することにより証明書の発行が可能となり、高齢者等の手書きが困難な住民への利便性向上を目的に導入し、現在、手続件数の多い住民票などの証明書発行窓口で運用いたしております。

次に、去る3月16日、議員の皆様にも御出席いただきました、七戸町総合アリーナ落成記念式典が開催され、多くの町民が見守る中、滞りなく式典を終えることができました。

また、16日から17日にかけて開催されたオープニングイベントには、町内外から約8,000人の来場者が訪れるなど、大変にぎやかなスタートを迎えることができました。

総合アリーナは今月1日から供用開始となりましたが、今後も、多くの方々に利用され、親しまれる新たな交流の場としての活用を図ってまいります。

それでは、本臨時会に提出いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

報告第 4 号専決処分事項の報告について（七戸町税条例の一部を改正する条例につい

て)は、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の改正を行う必要が生じ、この改正に急を要したため専決処分したものです。

報告第5号専決処分事項の報告について(令和5年度七戸町一般会計補正予算(第14号))については、歳入歳出予算の総額から1,363万8,000円を減額し、予算の総額を129億7,550万2,000円としたものです。

歳入の主なものは、地方消費税交付金に7,018万5,000円、地方交付税に1億6,502万7,000円を追加し、繰入金から2億5,606万5,000円を減額したものです。

歳出の主なものは、諸支出金に1億6,567万円を追加し、総務費から5,837万5,000円、衛生費から5,628万7,000円を減額したものです。

また、継続費について、(仮称)七戸町総合アリーナ建設事業の総額及び年割額を減額補正しております。

報告第6号専決処分事項の報告について(令和5年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第5号))については、歳入歳出予算の総額から220万5,000円を減額し、予算の総額を18億131万1,000円としたものです。

歳入の主なものは、県支出金に136万4,000円を追加し、繰入金から169万3,000円、諸収入から169万1,000円を減額したものです。

歳出の主なものは、保険給付費に220万1,000円を追加し、総務費から102万7,000円、保健事業費から145万2,000円、諸支出金から192万3,000円を減額したものです。

報告第7号専決処分事項の報告について(令和5年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号))については、歳入歳出予算の総額に1,685万6,000円を追加し、予算の総額を4億6,072万3,000円としたものです。

歳入の主なものは、諸収入に1,832万6,000円を追加し、歳出の主なものは、諸支出金に1,902万2,000円を追加したものです。

報告第8号専決処分事項の報告について(令和5年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第5号))については、歳入歳出予算の総額に2,894万5,000円を追加し、予算の総額を28億1,401万1,000円としたものです。

歳入の主なものは、保険料に1,060万4,000円、国庫支出金に1,923万5,000円、県支出金に1,148万円を追加し、支払基金交付金から1,261万3,000円を減額したものです。

歳出の主なものは、保険給付費に2,874万4,000円を追加したものです。

報告第9号専決処分事項の報告について(令和5年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号))については、予算の総額に変更はありませんが、歳出の総務費において、予算の組替えをするものです。



報告第10号専決処分事項の報告について（令和5年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第2号））については、予算の総額に変更はありませんが、歳入の使用料及び手数料において、予算の組替えをするものです。

報告第11号専決処分事項の報告について（令和5年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））については、歳入歳出予算の総額から268万3,000円を減額し、予算の総額を6億3,844万7,000円としたものです。

歳入の主なものは、繰入金から261万9,000円を減額し、歳出の主なものは、総務費から195万8,000円を減額したものです。

報告第12号専決処分事項の報告について（令和5年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号））については、歳入歳出予算の総額から588万2,000円を減額し、予算の総額を8,671万8,000円としたものです。

歳入の主なものは、繰入金から587万6,000円を減額し、歳出は、総務費から588万2,000円を減額したものです。

報告第13号専決処分事項の報告について（令和5年度七戸町水道事業会計補正予算（第6号））については、収益的収入及び支出について、収益的収入の営業収益から700万7,000円、営業外収益から242万7,000円、特別利益から1万6,000円を減額し、水道事業収益の総額を3億6,057万円とし、収益的支出の営業費用から1,924万1,000円を減額し、水道事業費用の総額を3億1,503万4,000円としたものです。

また、資本的収入及び支出については、資本的収入の工事負担金に147万3,000円を追加し、資本的収入の総額を1億4,503万円とし、資本的支出の建設改良費から1,172万6,000円を減額し、資本的支出の総額を3億6,632万9,000円としたものです。

報告第14号専決処分事項の報告について（七戸町税条例の一部を改正する条例について）は、地方税法の一部を改正する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じ、この改正に急を要したため専決処分したものです。

報告第15号専決処分事項の報告について（七戸町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について）は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じ、この改正に急を要したため専決処分したものです。

報告第16号専決処分事項の報告について（七戸町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について）は、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じ、この改正に急を要したため専決処分したものです。

報告第17号専決処分事項の報告について（七戸町国民健康保険税条例の一部を改正す

る条例について)は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、同法等の改正内容に準じて、所要の改正を行う必要が生じ、この改正に急を要したため専決処分したものです。

議案第40号工事請負契約の締結については、旧天間館中学校校舎ほか解体工事の条件付き一般競争入札を令和6年4月2日に実施したところ、株式会社工藤組に落札となったことから、地方自治法及び町条例の規定により提案するものです。

議案第41号工事請負契約の締結については、旧榎林中学校校舎ほか解体工事の条件付き一般競争入札を令和6年4月2日に実施したところ、株式会社小又建設に落札となったことから、地方自治法及び町条例の規定により提案するものです。

議案第42号工事請負契約の締結については、旧七戸体育館ほか解体工事の条件付き一般競争入札を令和6年4月2日に実施したところ、株式会社三輪建設に落札となったことから、地方自治法及び町条例の規定により提案するものです。

議案第39号令和6年度七戸町一般会計補正予算(第1号)については、歳入歳出予算の総額に6,038万4,000円を追加し、予算の総額を113億8,317万円とするものです。

歳入は、国庫支出金に5,491万7,000円、繰入金に546万7,000円を追加し、歳出は、総務費に5,491万7,000円、衛生費に546万7,000円を追加するものです。

今回の補正は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し実施する、住民税均等割のみ課税世帯に対する生活支援給付金事業及び住民税・非課税世帯等に対する生活支援給付金事業並びに令和6年3月に企業版ふるさと納税として納入された遠隔医療システムの運用に係る予算を増額するものです。なお、遠隔医療システム利用料について、令和7年度から令和10年度までを期間とする債務負担行為を設定しております。

議案第43号七戸町副町長の選任につき同意を求めることについては、現在、空席となっている副町長について、仁和圭昭氏を選任したいので、地方自治法の規定により議会の同意を求めるため提案するものです。

議案第44号七戸町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、令和6年5月16日で任期満了となる七戸町教育委員会委員について、山田典郎氏を再任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めるため提案するものです。

以上が、本臨時会に提出いたしました議案であります。議員各位には慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(附田俊仁君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

---

#### ○日程第5 報告第4号

○議長(附田俊仁君) 日程第5 報告第4号専決処分事項の報告について(七戸町税条

例の一部を改正する条例について)を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

13番議員。

○13番(三上正二君) 今の全般に関してなのですが、年4回の定例会ありますよね。そのときには開会日が入って、途中で議案審議のために休みというのがありますよね。定例会の場合は、3月、6月から9月、12月。そのときには、必ず議案審議のためとあるのです。今、町長の報告中でありましたけれども、慎重審議と言いますけれども、説明して5分後に慎重ってどうやってするのか。例えば、これ、3月の予算が終わったばかりだから、これ、なかなか、事務局も大変だと思うのです。だけれども、今日は火曜日でしょ。恐らく金曜日には全部あがっていますよね。せめて、この臨時会だから、定例会と違って、案が少ないにしても、それを審査するという形の中で、今、こういうふうにしてこれで慎重審議できますか。とすれば、少なくとも、例えば、金曜日になっても、1日でもいいから、前もって送ってもらえれば、別にこれに反対するとかそういう意味ではないのです。審議する時間がないのです。説明を受けて、みんな頭いいかどうか分からないけれども、あなた方は全部これを目を通してしているのです。我々議員は全然目を通していません。議長はどうか分かりませんが、とすれば、逆に、事務局から聞いたほうがいいのか、誰から聞けばいいのか分からないけれども、この議会の在り方というものは、どういうことになっているのですか。要するに、もし仮に、その日だけでよければ定例会もその日に議案書渡して、はい始めますってやったほうがいい。誰か答弁してください。

○議長(附田俊仁君) 暫時休憩します。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時23分

○議長(附田俊仁君) 休憩を取り消し、会議を開きます。

今の報告第4号について質疑はありますか。

9番議員。

○9番(呷 清悦君) 私もちよっと急いで読んでちょっと気になった点を伺います。

2ページ目です。令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例ということで、もし、被災した人に対しての税額の免除だと思うのですが、読んでいくと、令和5年において生じた法第云々とあって損失の金額としてとあるのですが、能登半島地震が発生したのが今年の元旦の午後4時10分だと思うのです。そうすると、この令和5年において生じた損失の金額となると何なのかなと思うのですが、この辺りを説明願います。

○議長(附田俊仁君) 税務課長。

○税務課長(高田美由紀君) お答えいたします。

今、手元に資料がございませんので、中身を確認して後でお答えしたいと思います。  
よろしいでしょうか。

○議長（附田俊仁君） 9番議員。

○9番（所 清悦君） それこそ、十分、内容を読む時間もなかったので、議長はゆっくり進めてもらえればと思います。よろしくお願いします。

○議長（附田俊仁君） 承知しました。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第4号は原案のとおり承認されました。

---

#### ○日程第6 報告第5号

○議長（附田俊仁君） 日程第6 報告第5号専決処分事項の報告について（令和5年度七戸町一般会計補正予算（第14号））を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から行います。

11ページ、1款1項1目個人から、16ページ、14款3項2目民生費委託金まで、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 次に、16ページ、15款1項1目民生費負担金から、19ページ、21款1項1目総務費まで、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 歳出に入ります。

20ページ、1款1項1目議会費から、26ページ、2款6項1目監査委員費まで、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 次に、26ページ、3款1項1目社会福祉総務費から、31ペー

ジ、6款2項2目林道維持管理費まで、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 次に、31ページ、7款1項1目商工総務費から、34ページ、9款1項3目消防施設費まで、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 次に、34ページ、10款1項1目教育委員会費から、41ページ、13款2項13目過疎地域持続的発展特別事業基金費まで、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 次に、歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

9番議員。

○9番(柘 清悦君) 28ページ、4款3目12節委託料の中のワクチン接種業務委託料3,400万円減額ということですがけれども、当初の予定よりも接種しない人が多かったための減額だと思いますけれども、その予定に対して、どれぐらい接種を受けない人がいたのかお伺いします。

○議長(附田俊仁君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(西野勝夫君) お答えいたします。

当初予定では2万回分のワクチン接種を予定しておりましたがけれども、3月末時点では1万件程度の接種となりました。その減額となります。

以上です。

○議長(附田俊仁君) ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがって、報告第5号は、原案のとおり承認されました。

---

## ○日程第7 報告第6号

○議長(附田俊仁君) 日程第7 報告第6号専決処分事項の報告について(令和5年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第5号))を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがって、報告第6号は、原案のとおり承認されました。

---

#### ○日程第8 報告第7号

○議長(附田俊仁君) 日程第8 報告第7号専決処分事項の報告について(令和5年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号))を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがって、報告第7号は、原案のとおり承認されました。

---

#### ○日程第9 報告第8号

○議長(附田俊仁君) 日程第9 報告第8号専決処分事項の報告について(令和5年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第5号))を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。  
これより本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第8号は、原案のとおり承認されました。

---

#### ○日程第10 報告第9号

○議長（附田俊仁君） 日程第10 報告第9号専決処分事項の報告について（令和5年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号））を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊二君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。  
これより本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第9号は、原案のとおり承認されました。

---

#### ○日程第11 報告第10号

○議長（附田俊仁君） 日程第11 報告第10号専決処分事項の報告について（令和5年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第2号））を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊二君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。  
これより本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第10号は、原案のとおり承認されました。

---

#### ○日程第12 報告第11号

○議長(附田俊仁君) 日程第12 報告第11号専決処分事項の報告について(令和5年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号))を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。  
これより本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第11号は、原案のとおり承認されました。

---

#### ○日程第13 報告第12号

○議長(附田俊仁君) 日程第13 報告第12号専決処分事項の報告について(令和5年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第5号))を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。



これより本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがって、報告第12号は、原案のとおり承認されました。

---

#### ○日程第14 報告第13号

○議長(附田俊仁君) 日程第14 報告第13号専決処分事項の報告について(令和5年度七戸町水道事業会計補正予算(第6号))を議題といたします。

これより質疑に入ります。

水道事業会計全般にわたり、発言を許します。

9番議員。

○9番(柘 清悦君) 1ページ、営業収益のところは700万7,000円減少していますけれども、割合にすると2%ぐらいですけれども。そうすると、人口が減ってきて水道を使う量も減っているのかなと思うのですけれども、令和6年度はそうすると、この計のところの金額が営業収益の予定になっているのか伺います。

○議長(附田俊仁君) 上下水道課長補佐。

○上下水道課長補佐(向中野洋人君) ただいまの9番議員の質問にお答えします。

今年度、今減額して、3億1,000万円ほどになっていますが、令和6年度も3億1,500万円ぐらいになっております。大体規模的には同じです。

以上です。

○議長(附田俊仁君) ここで、先ほど報告第4号の中で9番議員から質問があった税務課への質問についての回答を税務課長。

○税務課長(高田美由紀君) 柘議員の質問にお答えします。

震災自体は令和6年でしたが、申告書提出日までに損失を受けたものを、前倒して令和5年分として申告ができますよという適用をするための特例措置になります。

その代わりに、その令和6年の損失を令和7年に重ねて申告することはできない。前倒して、ただできますという特例措置になります。

以上でございます。

○議長(附田俊仁君) ほかに水道事業会計について質問はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第13号は、原案のとおり承認されました。

---

#### ○日程第15 報告第14号

○議長(附田俊仁君) 日程第15 報告第14号専決処分事項の報告について(七戸町税条例の一部を改正する条例について)を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

13番議員。

○13番(三上正二君) これ、見ていくと税条例だから、もろ関係あると思うのだけれども、どこがどうなったのか、それが見えないのよ。見ろといったって、ざっとでいいから、ここまで変わったぐらいしか説明してくれないと、それが親切だと思う。見ろといったって、見れないもの。

○議長(附田俊仁君) 税務課長。

○税務課長(高田美由紀君) 三上議員の質問にお答えします。

前半に関しては、ただ、日本語「によって」を「より」とか、簡単に直したものでございます。後半については、定額減税に関する条例改正となっております。所得税と住民税所得割を納めている方たちに対して、所得税は3万円、住民税は1万円の減額をするというような改正内容でございます。

以上でございます。

○議長(附田俊仁君) ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第14号は、原案のとおり承認されました。

---

#### ○日程第16 報告第15号

○議長(附田俊仁君) 日程第16 報告第15号専決処分事項の報告について(七戸町

過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について)を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがって、報告第15号は、原案のとおり承認されました。

---

#### ○日程第17 報告第16号

○議長(附田俊仁君) 日程第17 報告第16号専決処分事項の報告について(七戸町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について)を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがって、報告第16号は、原案のとおり承認されました。

---

#### ○日程第18 報告第17号

○議長(附田俊仁君) 日程第18 報告第17号専決処分事項の報告について(七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

13番議員。

○13番（三上正二君） これも、ちょっと説明してくれませんか。

○議長（附田俊仁君） 町民課長。

○町民課長（高田博範君） こちらのほうの説明をさせていただきます。

国民健康保険税の税条例の改正が、国から今年1月の末に公布になりまして、改正してくださいということで来ました。改正内容ですけれども、税額の算定方法の限度額、後期高齢支援分という税額があるのですけれども、こちらのほうの今まで限度額が22万円だったものを24万円に改めてくださいという形のもので、改正が来てございました。

また、所得によつての軽減措置です。こちらの額の改正ということで、5割軽減の方、それから2割軽減の方の限度額を、5割軽減が29万円から29万5,000円、2割軽減の方を53万5,000円から54万5,000円に引き上げる形で通知が来てございまして、改正するものです。

また、そのほかのものですけれども、こちらにあわせて23条の改正に伴いまして、町の条例を未就学児童の軽減、それから後期高齢者支援課税の保険の軽減のほうに町の条例で世帯の減額の額を入れておりましたけれども、県のほうから、こちらのほうもちょっと世帯額ではなく1人について幾らの表記をしてくださいという指摘を受けましたので、23条を改正するに当たって、一緒にこちらのほうも改正する形で提案させていただきました。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） よく分かったというか、要するに高くなるということなのですね。

○町民課長（高田博範君） 限度額が少し上がると。

○13番（三上正二君） 高くなるのですね。だから、そういうものに対して、いちばんいいのです。何にも提案しないで、採決してくださいって。知らないまま、うんって。簡単に言えば、高く取られるということなので、それはそれで仕方ない部分けれども、特に私も後期高齢者になったもので、めっちゃ違ってくるのだよ。

○議長（附田俊仁君） 答弁求めますか。

○13番（三上正二君） 要らない。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがって、報告第17号は、原案のとおり承認されました。

---

#### ○日程第19 議案第40号

○議長(附田俊仁君) 日程第19 議案第40号工事請負契約の締結について(旧天間館中学校校舎ほか解体工事)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

13番議員。

○13番(三上正二君) この後に全部で3件が全てそうなのですから、先ほど町長も説明の中にありましたけれども、条件付き一般競争入札とやっているのです。それはそれでいいのです。これを提案したのは私ですから。昔は前は指名入札だったので、そうではなくて、皆さんに門戸を広げるという意味で一般競争にした。ただし、一般競争入札になると、日本全国が入るので、それだととてもじゃない七戸町の町なかの業者がとても太刀打ちできないだろうという形で条件付きにしたのです。七戸町に、たしか本社かそういう形があるという事務所があるという形にしたのです。

でも、そこまではいいのです。それが、この町の元請になる業者の人たちを、議会が守ってあげて、この条例を作ったのです。その次なのです。だけれども、恐らく、元請を受けるのはいいのだけれども、ただ下請は、ただ自分たちがやるわけでは。丸投げしているところもあるといっても、細かいところはいいとしても、でも、自分たちが守られていながら、下請とか出すことは、自分たちでない、ほかの他市町村ならいいということは、これは一体どうなのですか。

例えば、その中で、例えば下請でも、どの程度、七戸の地元業者使って、そういう形もあるのですか。その辺を何とかしないと、元請が守られても、下請の人は知らない、そういうことにはならないでしょう。これは財政課長か誰かな。

○議長(附田俊仁君) 財政課長。

○財政課長(附田敬吾君) 三上議員の質問にお答えいたします。

今回に関して、条件付き一般競争入札ということで、解体のA級6社が入札に参加しております。条件付き一般競争入札で、地元の業者にとっていただいて、経済を回すということが一番の目的で。議員おっしゃるとおり、下請で町外に出たり、そういうものの中にはあります。まず、いろいろ調べたところ、まず工事の中でできるできないはありますけれども、極力できる分に、下請業者とか、工事の種類でできる分に関しては、町内の業者さんをまず使ってくださいというお願いはすることに関しては法に触れないみたいですよ。

で、今後、何かの場面で業者さんのほうにお願いして、下請に関しては町内業者をお願いするようにしてくださいということで何かの場面をお願いしていきたいと思っています。  
以上です。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） 今回は、解体だけになるのですけれども、そうではない、いろいろな工事があるのです。だから、地元の業者にできなければ、当然、よその市町村からということは分かっているのです。だから、ただ、あまりに行政のほうで、ここを使いなさい、あそこを使いなさいということも、これもまたどうかと思うのですけれども、問題はああると思うのです。だけれども、基本的な考え方として、地元の元請ならば元請の人は、地元の業者を私たちの議会では条件付けることで守ったのです。だから、その後のことは、元請になる人たちも地元の業者の方々を守ってもらいたい。守るといいう言い方はおかしいのか。配慮してもらいたいと思うのです。ただ、これ、解体ではなくて、そうではないA級ではなくても、JVとか、解体ではないよ。別の工事でもそういう可能性があったのではと、たまにという言い方はおかしいけれども、そういう門戸を広げないと、可能性が断たれれば困るわけです。そういうことを配慮してください。

○議長（附田俊仁君） 町長答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

条件付き一般競争入札、これは、まず大変素晴らしい制度であると思います。町内の仕事はあまりほかに出さないと。大概、大きいものはいわゆるゼネコンであるとか、いわゆる町外業者で一括して発注するということですが、この制度について、受けた業者はやはり、この趣旨をしっかりと把握してもらいたいと、いま一度もう1回、把握してもらいたいと。いわゆる、よそに出さない分、下請に関してもできる業者、対応できる業者、あるいはまたは資材の業者でも、それはできるのであれば、当然地元発注、これが大原則ということでもあります。ただ、できないもの、あるいはまた、その施工能力とか、資材の購入能力、そういったものがなくて、工期が著しく遅れるとかそういったものは、当然、よそへの発注ということになります。

したがって、今の場合、解体工事ですけれども、下請報告書をちゃんと提出してもらっています。一応、それで強制的になれば、また官製談合ということにもつながりますので、これはしっかり気をつけなければなりません。

それから、ジョイントを組ませろということお話ありましたが。解体のAの業者、A級、クラスがですね。その業者は業者としていいのですけれども、B級の業者が何社集まってもA級の仕事はできないということになっていますので、ここからははっきりして、そして、これからもできるだけ町内の条件付き一般競争入札、これに合致するような下請体制というものを、業者にある程度緩やかに強くお願いをしていきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

2番議員。

○2番（中野正章君） この経費ですね、四億幾らという。こういうものに国、県からの助成とかそういうものはあるのですか。

○議長（附田俊仁君） 財政課長。

○財政課長（附田敬吾君） お答えします。

今回の解体工事、議会に今回、議会案件にない物件もあって、トータル4件、約10億9,000万円の予算ベースであげております。これに関しては令和6年度期限の合併特例債を全部向けて、令和6年度期限ですので、令和7年度以降の発注となるとその起債が使えないということになって、合併特例債に関しては充当率が95%、あと5%が一般財源持ち出しということで、10億円だとすると9億5,000万円が合併特例債で、5,000万円が一般財源ということになります。

以上です。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第20 議案第41号

○議長（附田俊仁君） 日程第20 議案第41号工事請負契約の締結について（旧榎林中学校校舎ほか解体工事）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第21 議案第42号

○議長(附田俊仁君) 日程第20 議案第41号工事請負契約の締結について(旧七戸体育館ほか解体工事)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第22 議案第39号

○議長(附田俊仁君) 日程第22 議案第39号令和6年度七戸町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊二君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第39号は、原案のとおり可決されました。



○日程第 2 3 議案第 4 3 号

○議長（附田俊仁君） 日程第 2 3 議案第 4 3 号七戸町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

2 番議員。

○2 番（中野正章君） ちょっと前ですけれども、私、ある町民から、七戸町も副町長を町内外から公募したらどうなのかと言われましたが、私はそれに対して、うまく返答できませんでした。こう見てみると、元総務課長がなっている例が多いのかなど。それはなぜなのかという。そこを、それ以外の例があったのか。過去何年と、やはりそこはなぜか、それをお聞きしたいです。

○議長（附田俊仁君） 町長答弁。

○町長（小又 勉君） 中野議員の御質問にお答えいたします。

公募して選任をするという例も、もちろん全国的にも幾つかあるようであります。それから、やはり、いろいろと人間的に知っているという方でふさわしいという人を副町長に提案するという例もあります。

ただ、例えば県内でも全国的にも、公募して選任して任期を全うする方も実はあるそうです。ただ、えてして、やはり地域に入ってみて、やはりその実態がよく分からないまま 1 人浮いてしまったりと、そういう身近な例でも近辺にもあります。途中で退任するというので。特に心配されることは、知り得た情報を基にして今度は反対の立場で攻めてくるということもあるみたいですね。

したがいまして、やはり、議会との協調、あるいはまた当然、我々執行者との協調ということを考えれば、やはり性格をよく知って、才覚、識見がふさわしいだろうということで、選ぶことが一番妥当であると思っていまして、今回、総務課長経験者、今までももちろん私の場合もそうでした。だけれども、それぞれに立派にやっていたというところもありますので、今回も総務課長経験者ですけれども、特に彼の場合は、いわゆる専門が入札とか工事関係に精通しているということもありますので、今回こういうふうにして提案していただきました。

よろしく申し上げます。

○議長（附田俊仁君） 2 番議員。

○2 番（中野正章君） 他地域で、ほかから公募したり何したりするということは、いろいろな考え方なり何を、理念を旧態依然としたものから変えようという、そういう意識が働いて、まずそういうことをやろうとしているわけですけれども、今、県の体制が新しくなって、宮下知事が青森新時代というものを前面に押し出して、体制を新しくしてやっております。

あれを見ますと、やはり、七戸町の体制と何が違うかという、端的に言って、人口減少は仕方がないかと思っていることに対して、いやそうではない。これは立ち向かっていかなければいけない。そういう意識が表れているわけで。それは皆さん、選挙で7割もやったわけです。やはり、そういう旧態依然としたものからの脱却、改革というものが必要になると思いますが、それについて、もし答弁できたらお願いします。

○議長（附田俊仁君） 町長答弁。

○町長（小又 勉君） なかなか難しいのでありますけれども、いわゆる地域で、地元であるいはまた身近な人材の登用というものは、では、旧態依然かということ必ずしも人によりけりでそうではないと思っております。公募すると、いわゆる条件を付して、公募するわけですが、ところが来てみて、やはり地域の様々な人の機微に触れるようなこととか、そういったものはなかなか理解できない。いつしか長い間にやはり、その辺のいわゆる全体での協調というものが失われていくということがありまして、やはり、今回私の場合は、いわゆる非常に身近によく知っている人を提案するということにしましたので、よろしくお願いします。

○議長（附田俊仁君） 8番議員。

○8番（工藤 章君） この議案43号については人物あるいは能力について異を唱えるものではありません。

ただし、別な見方を私はこれを見て感じたことが二つほどあります。

一つは合併から二十年余りになります。歴代の副町長を見ましたら、天間林地区、七戸地区という分け方を私自身はするつもりはないのですけれども、あくまでも行政経験をしている方を見れば、七戸地区の方が小又町長は選任されておると。となれば、うがった見方をすれば、天間林地区の方にはそのチャンスがないのかなと、こういう見方も捉えることができないわけではないのですけれども。確かに、合併から20年余りたって、依然として機運が高まっていることに関わらず、その部分が見受けられるのかなと、私自身の見方ですが、その部分については、小又町長はどのように感じておられるのか。

それからもう一つ。来年、小又町長は次、現在4期目ですね。次、意欲を持つとすれば5期目になるのですけれども、3月議会においては、当面は副町長はおかないという形で、そうすると残り任期1年、町村会の連合会をやられる中で大丈夫かなと思った部分もありました。ところが、今回の人事案件については、では、次5期目も意欲があるのかという思いも感じたのですけれども、その辺も可能であれば言及できるのかなと。

この二つについてお伺いいたします。

○議長（附田俊仁君） 町長答弁。

○町長（小又 勉君） 天間林地区にそういった人材がないのかということで今までずっと考えてみると、意になかった人というものがおりませんでした。たまたま、そのときに七戸地区の方々が副町長にふさわしいということで提案をして、一緒にやってきました。

それから5期目。来年の令和7年の4月までです、任期が。これについては、今のとこ

ろやるやらないとか、あるいはまた、今回、例えば、同意していただけると、任期は副町長は4年はあるということになります。そういうことも非常に自分でも気になるところでもありますけれども、その辺りは、よく例えば、町長が辞めれば副町長も一緒に辞めるということが一般的にやられていることですが、中には、例えば、新しい町長、同じ人を任期中ですから継続ということもありますが、それについては、何とも申し上げるわけにはいかないということでもあります。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

#### ○日程第24 議案第44号

○議長（附田俊仁君） 日程第24 議案第44号七戸町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

2番議員。

○2番（中野正章君） ページを開いてみると、何期かやっておられる方だと思いますが、何期、制限なり、辞めるときは自分の意志で辞めるという、そういう感じなのでしょうか。そこら辺をお願いします。

○議長（附田俊仁君） 教育長、答弁。

○教育長（附田道大君） お答えいたします。

何期をやったからお辞めになるということではございません。今現在、山田典郎先生は教育委員会において、必要である人材であるという判断で継続していただきたいということでもあります。それ以外はお答えできません。

以上です。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

13番議員。

○13番（三上正二君） 今、教育長が答弁したのだけれども、町長提案になっている

のだけれども、これはいいのかな。

○議長（附田俊仁君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時10分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

町長、答弁。

○町長（小又 勉君） ただいまの御質問でありますけれども、実は、山田委員は任期が間もなく到来するということでもあります。したがって、今までの教育委員会、いわゆるあるいはまた中部上北の委員会の中にあっても、非常に山田委員は重要な役割を果たしているということを伺っておりました。

今回は、教育長からそういう意見をいただいて、町長としての提案と、それを踏まえての町長提案ということになりますので、そういうことです。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） なぜ聞いたかという、今2番議員が質問したことに対して、教育長が答弁したから、町長提案だけれども、なぜ教育長が答弁したのかなと思っただけです。普通、町長提案の場合は、町長に対しての質問のわけです。だけれども、答弁したのが、町長提出でありながら、何で教育長が答弁したのかと。私の方の学校にいた先生だから分かっているの。それが問題があるとかそういう意味ではなくて。だから、今言ったとおり、町長提案であれば、普通、質問に対しての提案者であれば、町長が答弁するのだけれども、わざわざ教育長と議長が振ったから聞いたわけでは。

○議長（附田俊仁君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時13分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

## ○散会宣告

○議長（附田俊仁君） 以上で、今期臨時会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

これをもって、令和6年第1回七戸町議会臨時会を閉会します。

ここで、選任される副町長から一言御挨拶があります。

○副町長（仁和圭昭君） 先ほどは、議員の皆様より、選任案件につきまして御承認いただきまして、誠にありがとうございます。

改めまして、このたび、副町長を拝命いたします仁和でございます。どうぞ、よろしくお願いたします。

このような大役を任せていただくことになり、今まさにその責任の重さに身が引き締まる思いでございます。一日でも早く、この役にふさわしい存在となるよう、日々精進してまいりたいと思います。

現在、当町の社会情勢につきましては、少子高齢化、人口減少問題など、喫緊の課題が山積みの状況でございますが、安全で安心な町、そして誰もが住みたい七戸町、この実現のために微力ではありますが、今まで以上に公務に邁進してまいるつもりでございます。

議員の皆様には、今後とも御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。

○議長（附田俊仁君） 14番議員。

○14番（田島政義君） 国大室長とか課長になった人、分からなくても困るから、紹介してくれないか。

○議長（附田俊仁君） 一番最初に挨拶。言いました、言いました。

以上をもって、臨時会を終了いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前11時13分

以上の会議録は、事務局長相馬和徳の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和6年4月9日

上北郡七戸町議会議長

議員

議員